

守口市パブリックコメント実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パブリックコメントの実施に関し必要な事項を定めることにより、市の意思形成過程における公正の確保及び透明性の向上を図り、もって市民の参画による開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「パブリックコメント」とは、市の基本的な施策に関する計画等の策定、改定又は廃止（以下「策定等」という。）の過程において、市民等からの意見及び情報（以下「意見等」という。）を考慮して意思決定を行うため、計画等の趣旨、目的、内容その他必要な事項を市民等に公表し、これらについて市民等から意見等を募り、当該意見等に対する市の考え方を公表する手続をいう。

(対象)

第3条 パブリックコメントの対象となる計画等は、次に掲げるものとする。

- (1) 総合基本計画その他市政の各分野における基本的な計画、指針等
- (2) 市政に関する基本方針を定めることを内容とする条例
- (3) 市民等に義務を課し、又は権利を制限する条例（市税の賦課徴収その他金銭の徴収に関するものを除く。）
- (4) その他市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、パブリックコメントを実施しないことができる。

- (1) 迅速又は緊急に計画等の策定等をする必要があるとき。
- (2) 計画等の改定の内容が軽微なものであるとき。
- (3) 計画等の内容について、市長に裁量の余地がないと認められるとき。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項に規定する条例の制定又は改廃の請求に基づき議会に条例を付議するとき。
- (5) 法令等により、縦覧、意見の提出その他パブリックコメントに準じた手続を行うとき。
- (6) 附属機関又はこれに準ずる機関において、パブリックコメントに準じた手続を経た報告、答申等に基づいて計画等の策定等をするとき。
- (7) パブリックコメントを実施して策定等をした計画等に基づき、条例を制定し、改正し、又は廃止するとき。

(計画等の案の公表等)

第4条 市長は、計画等の策定等をしようとするときは、あらかじめその計画等の案及び次に掲げる資料を公表しなければならない。

- (1) 当該計画等の案を作成した趣旨、目的、背景等

- (2) 当該計画等の案の概要
 - (3) 当該計画等の案を理解するために市長が必要と認める資料
- 2 市長は、前項の規定による公表を行うときは、計画等の案に対する意見等の提出方法、提出先、提出期間、提出のあった意見等の処理方法及び問合せ先を併せて公表するものとする。
- 3 前2項の規定による公表は、次に掲げる方法により行うものとする。
- (1) 市ホームページへの掲載
 - (2) 市広報紙への掲載
 - (3) 担当室課での閲覧又は配布
 - (4) その他市長が適当と認める方法
- 4 市長は、計画等の案及び第1項各号に掲げる資料が相当量に及ぶときは、これらの入手方法を明らかにした上で、それらの一部を省略して公表することができる。
- (意見等の提出)
- 第5条 市長は、市民等から意見等の提出を受けるための期間として、計画等の案を公表した日から起算して30日以上を設けなければならない。
- ただし、30日以上を設けることができない特別の理由があるときは、その理由を明らかにした上で、当該期間を短縮することができる。
- 2 前項に規定する意見等の提出方法は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 市長が指定する場所への書面の持参
 - (2) 郵便又は宅配便
 - (3) 電子メール
 - (4) その他市長が適当と認める方法
- 3 市長は、意見等を提出する市民等に対し、住所及び氏名（法人その他の団体にあっては、所在地及び名称並びに代表者名）並びに連絡先を明記するよう求めるものとする。
- (意見等の取扱い)
- 第6条 市長は、提出された意見等を考慮して、計画等の意思決定をするものとする。
- 2 市長は、前項の意思決定を行ったときは、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 提出された意見等の概要
 - (2) 提出された意見等に対する市の考え方
 - (3) 計画等の案を修正した場合における当該修正内容
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、提出された意見等が次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を公表しないことができる。
- (1) 守口市情報公開条例（平成11年守口市条例第3号）第6条各号に掲

げる不開示情報に該当するもの

- (2) 賛否の結論のみを示したもの
- (3) 内容が意見等を求めている案件に関連のないもの
- (4) 前条の規定に違反して提出されたもの

4 第4条第3項の規定は、第2項の規定による公表について準用する。

5 市長は、第2項に規定する事項が相当量に及ぶときは、これらの閲覧方法を明らかにした上で、それらの一部を省略して公表することができる。

(実施状況等の公表)

第7条 市長は、パブリックコメントの実施予定、実施状況等に関する情報を取りまとめ、市ホームページへの掲載その他市長が適当と認める方法により公表するものとする。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、パブリックコメントに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

(適用区分)

2 この要綱は、施行の日から90日を経過した日以後に策定等を行う計画等について適用する。